



みんなで育てよう もり さがの森林

～佐賀県森林環境税第2期スタートしました～



森林環境税の仕組み

「さがの森林再生事業」を県民みんなで支えていくための財源は、すべての県民に広く均しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいている。

納税義務者	個人	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方 県内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方
	法人	※非課税となる方 生活保護による生活扶助を受けている方など 県内に事務所又は事業所を有する法人など
税率	個人	年額500円(個人県民税均等割額1,000円に加算、合計額1,500円)
	法人	資本金等の額の区分により1,000円~40,000円が加算されます。
課税期間	個人	5年間(5年後に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します。) 平成25年度~平成29年度
	法人	平成25年4月1日~平成29年3月31日の間に開始する事業年度分
税収規模	約2億3千万円(平年ベース)	基金により管理し、「さがの森林再生事業」に使いみちを限定します。

お問い合わせ先



http://www.pref.saga.lg.jp/

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

詳しくはホームページをご覧下さい

佐賀県森林環境税

検索

●新たな森林づくり・税の使いみちについて

国土づくり本部 森林整備課 ☎ 0952-25-7135 FAX 0952-25-7312
✉ sinrinseibi@pref.saga.lg.jp

●税の仕組みに関するご質問

経営支援本部 税務課 ☎ 0952-25-7021 FAX 0952-25-7294
✉ zeimu@pref.saga.lg.jp

県では、私たちにさまざまな恵みをもたらす森林を守るため、「森林環境税」を導入し、「さがの森林再生事業」として県民みんなで育てる森林づくりを行っています。

「森林環境税」は平成20年度のスタートから数えて今年度で6年目を迎え、平成25年度から第2期がスタートしました。

第2期目の「森林環境税」は、荒廃した森林の間伐や、広葉樹の植栽活動、虹の松原の再生・保全活動などに加え、森林の荒廃化を未然に防ぐため、新たに森林所有者が行う搬出間伐への支援を行います。

今後も「森林環境税」へのご理解とご協力をお願いします。



http://www.pref.saga.lg.jp/

第2期目の森林環境税は、さがの森林を守り育てるため下記の事業に活用されます。

1 県による荒廃森林の再生 (荒廃森林再生事業)

【概要】

環境林内の荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって間伐を行い、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあつた豊かな森林に誘導します。

第2期から、倒木や間伐材が流れ出す恐れがある箇所については、その除去等を行います。

※水環境保全、景観保全や生物多様性確保などの多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れがある森林を「環境林」として位置づけています。(県内10箇所)

【事業主体】

県

【第2期全体計画】

環境林名	関係市町	事業予定面積(ha)
天山	佐賀市・唐津市 多久市・小城市	207
北山ダム周辺	佐賀市	204
脊振山麓	神埼市・吉野ヶ里町 上峰町	139
基山	基山町・鳥栖市	62
鏡山・伊岐佐ダム周辺	唐津市	237
八幡岳～六角川周辺	唐津市・伊万里市 武雄市・大町町・江北町	374
玉島川周辺	唐津市	65
腰岳・青螺山	伊万里市・武雄市	196
杵島山	白石町	59
経ヶ岳・虚空藏山	鹿島市・嬉野市	257
合 計	10市6町	1,800

【平成25年度事業計画】

約300ha



5 県、市町、CSO等による協働事業 (未来へつなぐ宝の森林整備事業)

【概要】

佐賀県を代表する自然環境の維持・保全のため、県・市町・CSO等の協働により行う森林保全活動等を支援します。

【事業主体】

県、市町、CSO等で組織する団体



虹の松原の再生・保全活動

6 もりさがの森林再生推進事業

【概要】

さがの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用してPRを行います。

【事業主体】

県



ホームページでの情報提供



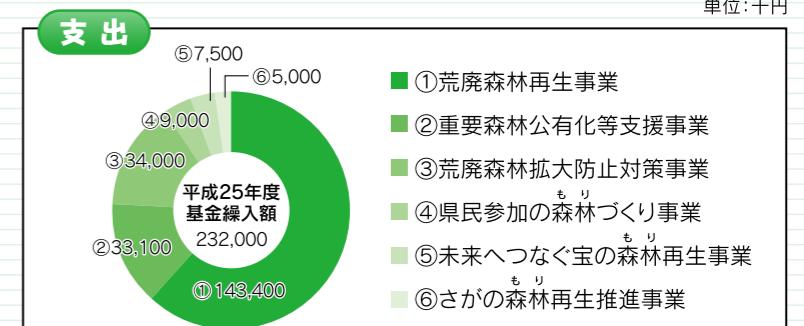
再生紙利用エコうちわの配布

Facebookでの普及啓発
「みんなで育てよう!さがの森林」
で検索してください。



森林環境税の使いみち ~平成25年度~

単位:千円



[担当課: 森林整備課ー①、②、④、⑥
有明海再生・自然環境課ー⑤]

林業課ー③]

2 市町による公有林化及び公的管理への支援 (重要森林公有化等支援事業)

【概要】

市や町が行う、荒廃した森林、またはその恐れのある森林の公有化(購入)及び間伐などの管理に対し支援します。

【事業主体】 **【第2期全体計画】** 【補助率】
市町 公有化:約25ha 公的整備:約200ha 公有化:1/2
【平成25年度事業計画】 公的整備:10/10
約60ha

3 森林所有者等による荒廃森林の拡大防止 (荒廃森林拡大防止対策事業)

【概要】

間伐する木の形質が悪い、林道等からの距離が遠いなど、条件が悪い森林における搬出間伐に対して補助します。

【事業主体】
森林組合・森林所有者 等

【第2期全体計画】
約2,500ha

【補助金額】
262,000円/ha(造林事業等の補助金を含む)

【平成25年度事業計画】
約500ha



侵入竹の除去



広葉樹の植栽



下刈り

*CSOとは、NPO法人などのほか、婦人会や老人会など地域で公共的な活動を行う団体の総称です。